

演奏楽譜についての著作権に関するご注意

東京都中学校吹奏楽連盟

演奏する曲の楽譜が一般に出版されている楽譜なのか、またそうでないのかなど、楽譜について把握しておくのは演奏する団体として当然のことです。

コンクールで演奏される楽譜につきましても、著作権法に触れないよう、下記のことを参考に各学校で責任をもって事前に対処してください。もし、問題が発生した場合は、出場取り消しや失格(賞の取り消し)に加え、法的にも罰せられますので、十分ご注意ください。

- ①出版されている楽譜を使用しての演奏は問題ありません。但し、他から借りてコピーして演奏した場合は問題となります。また、許可なく編曲して演奏することはできません。
- ②レンタル楽譜を使用する場合は、演奏許諾書を「演奏曲等申込書」の裏面に必ず添付してください。もし、許諾書が添付されていない場合は、申込みを受け付けられません。
- ③他の人が作曲及び編曲した未出版の楽譜を使用する場合は、作曲者及び編曲者の許諾書を「演奏曲等申込書」の裏面に必ず添付してください。もし、許諾書が添付されていない場合は、申込みを受け付けられません。
- ④ご自身が編曲した未出版の楽譜を使用する場合は、作曲者か出版社の許諾書を「演奏曲等申込書」の裏面に必ず添付してください。もし、許諾書が添付されていない場合は、申込みを受け付けられません。但し、著作権が存在しない場合は必要ありません。

実際に許諾書がなかったためにコンクールに出場できなかった例がありましたので、ご注意ください。

★著作権に関する問い合わせ

- ・楽譜の出版社
- ・(一社)日本音楽著作権協会